○長門市省エネ設備設置補助金交付要綱

|  |
| --- |
| (令和2年3月31日告示第56号) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| |  |  | | --- | --- | | 改正 | 令和3年3月31日告示第86号 | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この告示は、家庭における自然エネルギーの利用促進及び省エネルギー化を図ることで地球環境への負荷を低減し、併せて地域経済への波及効果を促すため、市内において省エネルギー設備(以下「省エネ設備」という。)を設置しようとする者に対し、長門市省エネ設備設置費補助金(以下第3条第1項ただし書きを除き「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　市民　住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、長門市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(2)　住宅　長門市内にある住宅又は長門市内に建設予定の住宅で、かつ、自らが居住または居住予定の住宅をいう。

(3)　定置用リチウムイオン蓄電池　リチウムイオン蓄電池部(リチウムイオンが電極間を移動して起こる酸化還元反応により、発生する電気的エネルギーを供給する蓄電池をいう。)及びインバータ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されたものをいう。

(補助金の交付対象等)

第3条　補助金交付の対象とする省エネ設備(以下「対象省エネ設備」という。)は、第2条第3号に規定する設備とする。ただし、すでに市から他の補助金の交付を受けたものを除く。

2　対象省エネ設備の要件は、次のとおりとする。

(1)　定置用リチウムイオン蓄電池

ア　設置予定年度において、国の実施する定置用リチウムイオン蓄電池導入支援に係る補助事業を行う者が補助対象に指定する蓄電池システムであること。

イ　太陽光発電システムと連携し、又は連携することを予定していること。

ウ　設置前において、未使用品であること。

(補助金の交付対象者)

第4条　補助金の交付の対象とする者(以下「交付対象者」という。)は、住宅に対象省エネ設備を設置するもので、かつ、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(1)　市民又は市民となる予定である者(第12条の規定による通知の日から3月以内に市民となる予定である者をいう。以下「市外対象者」という。)であること。

(2)　対象省エネ設備は、補助金の交付を受けようとする者が、市内に所在地を有する事業者から自ら購入し、所有するものであること。

(3)　市税等（長門市において賦課された市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料）の滞納がないこと。

(補助金の対象経費等)

第5条　補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2　補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をもって算出するものとする。

3　補助金の交付は、別表に掲げる対象省エネ設備の種類ごとに、1人につき1回を限度とする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条　補助金の交付を受けようとする者は、省エネ設備設置費補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)　対象省エネ設備に関する確認事項(別記様式第1号の2から別記様式第1号の4まで(対象省エネ設備に係るものに限る。))

(2)　対象省エネ設備の売買契約書又は設置工事の請負契約書の写し

(3)　補助対象経費の内訳が記載された見積書の写し

(4)　対象省エネ設備の形状、規格及び構造が確認できるカタログ又は仕様書の写し

(5)　対象省エネ設備の配置予定図及び設置工事に着工する前の現況写真

(6)　省エネ設備設置費補助金対象システム設置承諾書(別記様式第1号の3。対象省エネ設備を設置する住宅の所有者が補助対象者以外にある場合又は当該住宅が補助対象者の所有するものでない場合に限るものとし、当該住宅の所有者全員のもの。)

(7)　既に太陽光発電システムを導入している場合にあっては、太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類

(8)　その他市長が必要を認める書類

2　前項の場合において、市長が適当と認めるときは、前項各号の書類の添付を省略させることができる。

3　交付申請は、年度の初日から受け付けるものとする。

4　市長は、交付申請を先着順に受け付けるものとし、補助金の交付申請額の合計が予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

5　補助対象者から提出のあった書類は、返還しないものとする。

(交付申請の代行)

第7条　補助対象者は、交付申請の手続を対象省エネ設備を販売する者(以下「手続代行者」という。)に代行させることができる。

2　手続代行者は、前項の規定による交付申請の代行を依頼させたときは、誠意をもってこれを行わなければならない。

3　手続代行者は、交付申請の代行を通じて得た情報を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

4　手続代行者は、交付申請を代行するときは、交付申請書に事務手続代行者に関する情報(別記様式第1号の4)を添付して市長に提出しなければならない。

5　市長は、手続代行者が前項の規定による手続きを偽り、その他不正の手段により交付申請を代行した疑いがある場合は、必要に応じてこれを調査し、不正があったと認めるときは、手続代行者の名称及び当該不正の内容を公表し、市長が指定する期間において、交付申請の代行を認めないものとする。

(補助金の交付決定)

第8条　市長は、交付申請(前条の規定による交付申請の代行を含む。)があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、その交付を決定するものとする。

2　前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3　市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、省エネ設備設置費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により、当該決定に係る交付申請をした補助対象者に通知する。

4　市長は、第1項の審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、省エネ設備設置費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(工事の着手の制限)

第9条　補助対象者は、前条第3項の規定による通知(以下「交付決定通知」という。)があるまでは、対象省エネ設備の設置工事に着手してはならない。

(交付申請の内容の変更等)

第10条　第8条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、交付申請の内容を変更し、又は当該交付申請を取り下げようとする場合は、あらかじめ市長に申請し、承諾を受けなければならない。ただし、交付申請の内容を変更しようとする場合であって、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2　前項の承認を受けようとする交付決定者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1)　交付申請の内容を変更しようとする場合　省エネ設備設置費補助金変更承認申請書(別記様式第4号)及びその他市長が必要と認める書類

(2)　交付申請を取り下げようとする場合　省エネ設備設置費補助金取下げ承認申請書(別記様式第5号)

3　市長は、第１項の規定による申請があったときは、当該交付申請の変更又は取下げを承認するか否かを決定し、省エネ設備設置費補助金変更承認・不承認通知書（別記様式第6号）又は省エネ設備設置費補助金取下げ承認通知書（別記様式第7号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

4　市長は、補助金の増額を承認する場合、予算の範囲内で行うものとする。

5　第3項の規定による交付申請の取下げの承認があった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

6　交付決定者は、次条第１項の規定による報告書の提出が交付決定通知の日の属する年度内に完了しないとき、又は対象省エネ設備の設置の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び対象省エネ設備の設置の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第11条　交付決定者は、対象省エネ設備の設置工事が完了した日若しくはその代金の支払いを完了した日のいずれか遅い日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、省エネ設備設置費補助金完了報告書(別記様式第8号。以下「完了報告書」という。)に次の書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)　完了報告書を提出する日の前3月以内に発行された交付決定者の住民票の写し(新築住宅(新たに建築された住宅で、未だ居住の用に供したことのないもの(報告書を提出する日において建設工事の完了の日から起算して1年を経過していないものに限る。)をいう。以下同じ。)に対象省エネ設備を設置する場合に限る。)

(2)　定置用リチウムイオン蓄電システムに関する機器本体金額証明書(別記様式第8号の2)及び補助対象経費の支払に係る領収書(分割払により対象省エネ設備を購入した場合は、当該分割払に係る契約書)の写し

(3)　対象省エネ設備の設置が確認できるカラー写真(対象省エネ設備の設置状況及び型式が確認できるもの。)

(4)　交付申請において、次の書類の添付を省略している場合にあっては、当該書類

ア　住宅に太陽光発電システムを導入していることが確認できる書類

(5)　その他市長が必要と認める書類

2　前項の規定による完了報告書の提出期限が休日に当たるときは、その前日をその提出期限とする。

3　完了報告書を提出する日において対象省エネ設備を設置した住宅に居住していない交付決定者は、第12条の規定による通知の日から3月以内に、住民票の写しを提出しなければならない。

4　交付決定者から提出のあった書類は、返還しない。

(補助金の交付額の確定)

第12条　市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容を審査し、又は必要に応じて行う現地調査の結果、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、省エネ設備設置費補助金交付額確定通知書(別記様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条　市長は、前条の規定による審査の結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を取るべきことを第11条の規定による完了報告をした交付決定者に対して指示することができる。

(補助金の請求及び交付)

第14条　第12条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者(以下「交付確定者」という。)は、速やかに省エネ設備設置費補助金交付請求書(別記様式第10号)を市長に提出するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条　補助金の交付を受けた交付確定者(以下「設置者」という。)は対象省エネ設備の設置状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、完了報告書を提出した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(検査等)

第16条　市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問をし、報告を求め、又は対象省エネ設備の設置の施行上必要な指示をし、もしくは検査を実施することができる。

(管理及び損傷等の届出)

第17条　設置者は、次の各号に掲げる対象省エネ設備の区分に応じ、当該各号に定める耐用年数の期間において、これを善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(1)　定置用リチウムイオン蓄電池　6年

2　設置者は、天災地変その他の理由により、対象省エネ設備が損傷し、又は滅失したときは、その旨を市長に届けなければならない。

(対象省エネ設備の処分の制限)

第18条　設置者は、対象省エネ設備の設置を完了した日(以下「設置完了日」という。)から起算して、前条第1項各号に定める耐用年数を経過する前に、対象省エネ設備を処分しようとするときは、あらかじめ省エネ設備設置費補助金処分承認申請書(別記様式第11号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前条の規定により対象省エネ設備の処分を承認するときは、省エネ設備設置費補助金処分承認通知書(別記様式第12号)により設置者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第19条　市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(1)　虚偽の申請その他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金をその用途以外の目的に使用したとき。

(3)　対象省エネ設備を法令又は公序良俗に反する行為に利用したとき。

(4)　前条の規定による対象省エネ設備の処分の制限を、正当な理由なしに遵守しなかったとき。

(5)　その他この要綱の規定に違反したとき。

2　市長は、前項に規定により補助金の交付決定を取り消したときは、省エネ設備設置費補助金取消通知書(別記様式第13号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第20条　市長は、第18条第2項の規定による承認を行ったときは、当該承認に係る補助金の返還を、支払期限を定めて接地者に命ずる。

2　前項の規定により設置者が返還する金額は、耐用月数(第17条第１項各号に定める該当する対象省エネ設備の耐用年数に12を乗じて得た月数をいう。以下同じ。)から設置月数(設置完了日から第18条の規定により対象省エネ設備を処分する日までの期間をいい、1月に満たない端数がある場合は、これを切り捨てた期間とする。以下同じ。)を減じて得た月数を耐用月数で除した割合に第12条の規定により確定した補助金の額を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3　市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、すでに本補助金が交付されているときは、取消しに係る部分に関し、交付された本補助金の返還を、支払期限を定めて設置者に命ずるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(協力)

第21条　市長は、設置者に対して、必要に応じて次の事項について協力を求めることができる。

(1)　対象省エネ設備使用状況の報告

(2)　対象省エネ設備利用に関するアンケート

(3)　その他市長が必要と認める事項

(その他)

第22条　この告示に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月31日告示第86号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象システムの種類 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 定置用リチウムイオン蓄電システム | ・リチウムイオン蓄電池 ・電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等） ・付属品（キュービクル、独自モニタ等） | 補助対象経費の1／5。ただし、200,000円を上限とする。 |
| 備考 |  |  |
| １　以下の経費については、補助対象経費とはしない。 ・対象システムの設置に伴う工事費及び諸経費 ・対象システムと接続される空調機及び照明器具等の電気機器の購入に係る経費 ・対象システムと接続し、表示用又は操作用機器として用いられるパソコン、タブレット、スマートフォン及びテレビの購入に係る経費 ・サービス利用料、通信料、申請手数料等 | | |
| ２　補助金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。 | | |